

国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上 並びにゆきとどいた教育の実現を求める意見書

国は、全ての国民が持つ教育を受ける権利を保障する立場にある。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元するとともに、義務教育教科書無償給与制度を堅持する必要がある。

学校現場では、教職員の多忙化・未配置の課題が一層深刻化するとともに、いじめや不登校、外国につながる子どもなど、様々な支援を必要としている子どもに対する複雑かつ困難な対応も増加している。少子化のもとでも、持続的・安定的に教職員を確保するとともに、すべての教科において、ゆたかな学びをすすめるための各教科の教員免許保持者の配置を念頭に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し抜本的な定数改善が必要である。

さらに、過去最高となっている不登校の子どもや保護者への対応を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは今の学校現場に欠かせない職であり、それぞれの役割を發揮し、指導・相談体制を充実させるためには、国の予算において多様な専門性を有するスタッフがすべての学校に常勤として配置される必要がある。

豊かな学びの実現に向け、自治体の財政力によって教育の自治体間格差が生まれることがないよう令和8年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要請する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 ゆきとどいた教育を実現するために、現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に向けた検討をすること。
- 3 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- 4 子どもたちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町
議会議長 山中 正樹